

# 13. 税金・公共料金の減免

## 所得税、市・県民税の障害者控除

【内容】 心身障害者の方、またはその税法上の扶養義務者は、申告をすれば所得控除が受けられます。

【手続方法】 手帳等を申告の際にお持ちください。  
 なお、企業にお勤めの方若しくはその被扶養者については、年末調整等で控除されますので、勤務先等にてご確認ください。

種類	内容	金額	窓口
所得税	◇障害者の場合 本人、または控除対象配偶者もしくは扶養親族が身体障害者手帳 3 級～6 級、療育手帳 B1・B2、または精神障害者保健福祉手帳 2 級・3 級等の障害者、要介護認定者で障害者控除対象者の認定を受けている方  ◇特別障害者の場合 本人、または控除対象配偶者、扶養親族が身体障害者手帳 1 級・2 級、療育手帳 A1～A3、もしくは精神障害者保健福祉手帳 1 級等の障害者、または、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方、要介護認定者で障害者控除対象者の認定を受けている方	所得控除 障害者一人につき 27 万円  所得控除 障害者一人につき 40 万円 (控除対象配偶者又は扶養親族が同居特別障害者である場合は 75 万円)	税務署
住民税	◇障害者の場合 上記所得税と同じ ◇特別障害者の場合 上記所得税と同じ ◇配偶者又は扶養親族が同居特別障害者である場合 (同居特別障害者控除) 上記所得税と同じ  ◇前年の合計所得金額が 125 万円以下の障害者	所得控除 26 万円 所得控除 30 万円 所得控除 53 万円  非課税 減 免	久留米市 市民税課 各総合支所 市民福祉課

問合せ先・手続窓口				
【所得税に関すること】				
久留米税務署	〒830-8688	諏訪野町 2401-10	☎0942-32-4461	FAX0942-38-9808
【市民税・県民税に関すること】				
久留米市役所 市民税課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9008	FAX0942-30-9753
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三瀨総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三瀨町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町檜津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

## 固定資産税の減額

- 【 内 容 】 一定の要件を満たすバリアフリー改修工事が行われた場合、改修工事が完了した年の翌年度分に限り固定資産税を3分の1減額するものです。減額の対象となるのは1戸あたり100㎡までです。なお、都市計画税は減額の対象とはなりません。  
〔注意〕賃貸住宅は対象外ですが、所有者自身が居住する部分は対象です。
- 【適用期間】 平成28年4月1日から平成32年3月31日までに行われたバリアフリー改修工事が対象です。
- 【適用範囲】 家屋の住宅部分の100㎡に相当する固定資産税額の3分の1が減額されます。
- 【 要 件 】
- (1) 次のいずれかの方が居住する既存の住宅
    - A 65歳以上の方
    - B 要介護・要支援認定を受けている方
    - C 障害者の方
  - (2) 次のいずれかの工事で、補助金等を除く自己負担額が50万円超のもの
    - ①廊下の拡幅、②階段の勾配の緩和
    - ③浴室の改良、④便所の改良
    - ⑤手すりの取り付け、⑥床の段差の解消
    - ⑦出入り口の戸の改良、⑧床表面の滑り止め化
  - (3) 新築から10年以上経過した住宅
  - (4) 改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下の住宅
  - (5) 居住部分の床面積の割合が当該家屋の2分の1以上の住宅
- 【申告の手続】 減額を受けるためには申告が必要です。  
期限は工事完了後3ヶ月以内となっており、期限内に提出できなかった場合にはその理由が必要となります。  
提出先は市役所資産税課です。
- 【手続に必要なもの】 A～C 共通で提出いただくもの
- ・納税義務者の住民票の写し（申告書に個人番号の記載がある場合は不要）
  - ・「改修工事の領収書・明細書・改修箇所の写真」又は「建築士・登録住宅性能評価機関等による証明書類」
  - ・補助金等を受けた場合は、それを確認できる書類
- A 65歳以上の方
- ・住民票の写し
- B 要介護・要支援認定を受けている方
- ・介護保険被保険者証の写し
- C 障害者の方
- ・障害者であることを確認できるものの写し

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口			
久留米市役所 資産税課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9013 FAX0942-30-9753

## 個人事業税の減免

- 【 内 容 】 重度の視力障害の方があんま・はり等医業に関する事業をされるととき、事業税が非課税になります。  
また、身体障害の程度及び所得状況により減額になる場合があります。

種 類	内 容
事 業 税	失明又は両眼の視力（矯正視力）が 0.06 以下の人があん摩、マッサージ又は指圧、はり・きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業を営む場合は個人事業税が課税されません。
	次のいずれかに該当し、かつ前年中の合計所得金額が 300 万円以下である人が事業を行う場合、一定の要件のもとに個人事業税が減免されます。 (1)身体障害者手帳の交付を受けている人で 1 級～4 級の障害のある方 (2)戦傷病者手帳の交付を受けている人で一定の方

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米県税事務所	〒839-0861	合川町 1642-1	☎0942-30-1014	FAX0942-32-3751

## 相続税の障害者控除

- 【 内 容 】 心身障害者の方が相続により財産を取得した場合、当該障害者が 85 歳に達するまでの年数に 10 万円（特別障害者は 20 万円）を乗じた金額が相続税から控除されます。  
※平成 26 年 1 2 月 3 1 日以前の相続開始の場合は 6 万円（特別障害者は 12 万円）となります。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米税務署	〒830-8688	諏訪野町 2401-10	☎0942-32-4461	FAX0942-38-9808

## 贈与税の障害者控除

- 【 内 容 】 特定障害者（※）を受益者とする特定障害者扶養信託契約に基づいて、信託の利益を受ける権利（信託受益権）については、6,000 万円（特別障害者以外は 3,000 万円）までは贈与税が課されません。  
※特定障害者（特別障害者又は特別障害者以外で精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあるなどその他の精神に障害がある者として一定の要件に当てはまる人）

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米税務署	〒830-8688	諏訪野町 2401-10	☎0942-32-4461	FAX0942-38-9808

## 自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免

【 内 容 】 障害者本人や障害者と生計を同じくする人が運転する場合、または、障害者等のみで構成される世帯の車を常時介護者が運転する場合で、もっぱら当該障害者の通院・通学等のために使用される場合、自動車税・自動車取得税・軽自動車税が減免されます。

軽自動車税の減免対象（自動車税及び自動車取得税については県税事務所へお問合せください。）

障害の区分	障 害 の 級 別	
	本人の運転	生計同一者の運転 常時介護者の運転
視覚障害（視力）		1 級から 4 級
視覚障害（視野）	2 級及び 3 級	1 級から 3 級
聴覚障害	2 級及び 3 級	2 級及び 3 級
平衡機能障害	3 級	3 級
音声機能障害	3 級（咽頭摘出によるもの）	3 級（咽頭摘出によるもの）
上肢不自由	1 級及び 2 級	1 級及び 2 級
下肢不自由	1 級～6 級	1 級～4 級
体幹不自由	1 級～3 級及び 5 級	1 級～3 級
乳幼児期以前の非 進行性脳病変によ る運動機能障害	上肢機能	1 級及び 2 級
	下肢機能	1 級～4 級
心臓機能障害	1 級及び 3 級	1 級及び 3 級
腎臓機能障害	1 級及び 3 級	1 級及び 3 級
呼吸器機能障害	1 級及び 3 級	1 級及び 3 級
ぼうこう又は直腸の機能障害	1 級及び 3 級	1 級及び 3 級
小腸機能障害	1 級及び 3 級	1 級及び 3 級
ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能障害	1 級～3 級	1 級～3 級
肝臓機能障害	1 級～3 級	1 級～3 級
知的障害	療育手帳 A1、A2、A3、B1	療育手帳 A1、A2、A3、B1
精神障害	精神障害者保健福祉手帳 1 級	精神障害者保健福祉手帳 1 級

### 【注意】

- (1) 障害者のみ等で構成される世帯の車を常時介護者が運転する場合は、常時介護証明等が必要です。
- (2) 減免ができるのは、障害のある方お一人につき 1 台だけです。
- (3) 軽自動車税の新規減免のご申請は、納付書が到着してから納期限の 7 日前までに行ってください。  
※納期限は各年の 5 月末日（土曜、日曜の場合はその翌日、または翌翌日にあたる月曜日）です。

問合せ先・手続窓口				
【自動車税・自動車取得税に関すること】				
久留米県税事務所 収税二課 自動車税二係	〒839-0861	合川町 1642-1	☎0942-30-1026	FAX0942-32-3751
【軽自動車税に関すること】				
久留米市役所 市民税課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9008	FAX0942-30-9753
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潁総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潁町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町檜津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732
【常時介護証明に関すること】				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
各総合支所 市民福祉課				

## ふれあい案内（NTT電話番号案内の無料制度）

【内容】 障害者手帳をお持ちで下記対象者に該当する方は、NTTの電話番号案内（104）が無料になります。

【対象者】 (1)身体障害者手帳をお持ちの方で次のいずれかに該当する方  
①視覚障害 1級～6級  
②肢体不自由（上肢）（体幹）（乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）1級～2級  
(2)療育手帳をお持ちの方  
(3)精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方  
(4)戦傷病者手帳をお持ちの方で次のいずれかに該当する方  
①視力障害… 特別項症～第6項症  
②上肢障害…特別項症～第2項症（上肢に対する障害のみ）

【利用方法】 登録が完了次第、登録確認のご連絡をいたしますので、それ以後「ふれあい案内」としてご利用いただけます。  
104番電話番号案内サービスをご利用の際は、「ふれあい案内」とお申し出いただき、お届けいただいている登録電話番号と暗証番号をNTTオペレーターにお申し出ください。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口			
NTTふれあい案内担当	フリーダイヤル	☎0120-104-174	（土日・祝日・年末年始を除く）

## 携帯電話の割引サービス

【内容】 障害者の方が契約されている携帯電話については、基本使用料などを割引するサービスです。割引の内容や、割引率は会社により違いがありますので、ご契約の携帯電話の会社におたずねください。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先	各携帯電話会社
------	---------



## 郵便料金

区分	内容	重量	料金	
通常郵便物	心身障害者団体が指定の郵便局から発行する定期刊行物	毎月3回以上発行する新聞紙	50g まで 50g を超える 1kg まで 50g 毎に	8 円 3 円増
		上記以外	50g まで 50g を超える 1kg まで 50g 毎に	15 円 5 円増
第 4 種	① 点字郵便物 ② 特定録音物等郵便物 (注 1)	3kg まで	無料	
小包郵便物	心身障害者用冊子小包 (注 2) 聴覚障害者用小包 (ビデオテープ) (注 3)	3kg まで	冊子小包料金の半額	
	点字小包郵便物	3kg を超えるものは一般小包料金の半額		
青い鳥郵便葉書 (通常葉書)	<p>通常郵便はがき (青い鳥をデザインしたくぼみ入り、無地、インクジェット紙のいずれか) を、1 人に 20 枚無料で配布します。</p> <p><b>対象</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の 1 級および 2 級の交付を受けた方</li> <li>重度の知的障害者 (療育手帳に「A」「A1」「A2」と表記されている方)</li> </ul> <p><b>受付期間</b></p> <p>毎年 4 月 1 日から 5 月 31 日まで (ただし、5 月 31 日が休日の場合は翌営業日まで)</p> <p><b>手続き</b></p> <p>最寄りの郵便局に障害者 (身体・療育) 手帳をお持ちになり、所定の用紙で申し込んでください (代理人も可)。 郵便による申し込みもできます。</p>			

注 1) 盲人用録音物または点字用紙を内容とする郵便物で、点字図書館、点字出版施設等盲人の福祉を増進することを目的とする施設 (郵便局株式会社が指定するものに限り) から差し出し、またはこれらの施設にあてて差し出されるに限る。

注 2) 図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館 (郵便局株式会社に届出をしたものに限り) と身体に重度の障害がある者または知的障害の程度が重い者との間に郵便による図書の閲覧のために発受するものに限る。

注 3) 聴覚障害者の福祉を増進することを目的とする施設 (郵便局株式会社が指定するものに限り) と聴覚障害者との間に郵便によるビデオテープの貸出しまたは返却のために発受するものに限る。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口			
久留米郵便局	〒830-8799	日吉町 23-7	☎0942-32-2050 FAX0942-37-3506

## NHK放送受信料の減免

【 内 容 】 障害のある人がいる家庭の放送受信料が減免される場合があります。

【 対 象 者 】

全額免除	①身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯全員が市町村民税非課税の場合
	②知的障害者がいる世帯で、世帯全員が市町村民税非課税の場合
	③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯全員が市町村民税非課税の場合
半額免除 (世帯主が契約者であることが必要です)	①世帯主が視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの場合
	②世帯主が身体障害者手帳の1級または2級をお持ちの場合
	③世帯主が重度の知的障害(療育手帳A1、A2、A3又はA)である場合
	④世帯主が精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの場合

【 手 続 の 方 法 】 申請書に必要事項を記入・押印し、福祉事務所(障害者福祉課又は総合支所市民福祉課)で証明を受けたうえ、NHKへ郵送してください。後日、NHKから審査結果が通知されます。

【 手 続 に 必 要 な も の 】

- ① 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- ② 印かん
- ③ (全額免除の場合で、世帯に1月2日以降の転入者がいる場合など)市町村民税(非)課税証明書など

【 郵 送 先 】 NHK福岡放送局 視聴者センター営業推進  
〒810-8577 福岡市中央区六本松1丁目1-10

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潁総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潁町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町檜津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732
NHK 福岡放送局 視聴者センター営業推進			☎092-715-7111	

